

第 6 9 号 議 案

新宿区乳児等通園支援事業の実施に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区乳児等通園支援事業の実施に関する条例の一部
を改正する条例

新宿区乳児等通園支援事業の実施に関する条例（令和 8 年新宿区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「乳児等通園支援事業を利用した日において保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である」を「次に掲げる」に、「無料とする」を「区長が別に定めるところによるものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 乳児等通園支援事業を利用した日において保護者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合
- (2) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による区市町村民税を課されない者である場合（前号に掲げる場合を除く。）
- (3) 保護者及び保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による区市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額を合算した額が 7 万 7,101 円未満である場合（前 2 号に掲げる場合を除く。）
- (4) 区長が対象乳幼児及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、第 1 項の規定により納付する利用料を軽減することが適当であると認める場合（前 3 号に掲げる場合を除く。）

第 7 条第 4 項から第 6 項までを削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 7 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和 8 年こども家庭庁告示第 8 号）の適用等を踏まえ、新宿区が実施する乳児等通園支援事業の利用料を改める必要があるため